

平成 29 年度 商店街等活性化推進事業補助制度（三次募集）の概要

（商店街の空き店舗等へ出店を希望される皆様へ）

平成 29 年度商店街等活性化推進事業補助金の交付を希望する方を津市補助金等交付規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 44 号）及び津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成 18 年 1 月 1 日訓第 152 号）のほか、本募集要項に基づき募集します。

1. 趣旨

津市では、商店街等の活性化を図るため商店街等と連携し、商店街の空き店舗等を新たな店舗や集客に役立つ施設等として活用する場合、それにかかる経費の一部を補助します。

2. 制度の内容及び改装にかかる補助対象内外経費

(1) 制度の内容

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
○商店街等新規創業支援事業（新規出店希望者向け） 空き地・空き店舗等を利用して商店街等の振興に寄与する事業者を誘致する事業で、商店街振興団体等が業種選定、店舗募集、家賃交渉、契約等を行う事業。	改装費 (空き店舗等のみ)	1/3 以内	150 万円
	賃借料 (3 年以内に限る)	1/3 以内	月額 6 万円 (段階的に減額※ ¹)
○商店街共同施設等活用事業（商店街振興団体等向け） 空き地・空き店舗等を利用して休憩所、チャレンジショップ、コミュニティ施設等の集客に役立つ施設として整備・活用する事業で、商店街振興団体等が直接運営に携わる事業。	改装費 (空き店舗等のみ)	45%以内	200 万円
	賃借料 (3 年以内に限る)	45%以内	月額 9 万円 (段階的に減額※ ²)

※¹ 商店街等新規創業支援事業の賃借料の補助限度額は、1 年目 6 万円、2 年目 4 万円、3 年目 2 万円と段階的に減額されます。

※² 商店街共同施設等活用事業の賃借料の補助限度額は、1 年目 9 万円、2 年目 6 万円、3 年目 3 万円と段階的に減額されます。

(2) 改装にかかる補助対象内外経費

ア 補助対象経費

(ア) 店舗改装費に含まれる経費

- ◆使用目的が補助金事業に限定して使用されることが確認できるもの
- ◆店舗改装工事と一体で設置し、店舗内据置と判断できるもの。

(イ) その他、市長が適切と認めるもの

イ 補助対象外経費

(ア) 汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要不可欠であると認められないもの

例：備品類（カーテン、机、椅子、食器棚、下駄箱、金庫、傘立て、つい立て、テレビ、ビデオ、ショーケース、オブジェ、壁掛形冷暖房設備、スタンド看板等）但し、店舗据置と判断できるものは除く。

(イ) 設計費

(ウ) その他、市長が不適切と認めるもの

3. 補助対象者

以下の商店街振興団体等が補助対象者となります。

丸之内商店街振興組合、
津新町通り商店街振興組合、
大門商店街商業協同組合

※商店街の空き店舗等へ出店を希望される皆様は、出店を希望する「12. 応募提案書提出先及び問い合わせ先」までご相談・ご応募ください。

4. 空き店舗等の活用にかかる条件 (商店街の空き店舗等へ出店を希望される方(以下、「出店希望者」)

- (1) 空き店舗等を利用して対象事業を行おうとする出店希望者は、昼間の時間帯(10時～19時までの時間帯)に実営業を4時間以上行うこと(但し、店休日を除く)。
- (2) 平成30年3月末日までに改装を完了し、営業を開始すること。
- (3) 営業開始後、3年以上営業を行うこと(営業開始後、3年以内に営業を中止した場合は、交付決定取消し又は当該補助金を返還していただく場合があります)。
- (4) 津市の税金の滞納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当しないこと。
- (6) 津市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。(出店希望者やその従業員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、本補助金を交付しない又は補助金の交付決定を取り消します。)
- (7) 商店街等の活性化事業に積極的、継続的に協力すること。

5. 補助対象となる空き店舗等

別紙1のとおり。なお、本事業の補助対象となる空き店舗等は、津市内で商店街等活性化の活動実績のある商店街振興団体等により選定され、津市と協議のうえ決定しています。

6. 対象業種

本事業の対象となる業種は、空き店舗等を活用して行う小売業、サービス業、飲食業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する業種を除く)など別表に掲げる業種です。

但し、本事業の採択には、商店街が誘致を希望する業種が優先されます。

7. 商店街振興団体等への応募提案書提出期間等及び採択件数

- (1) 応募提案書提出期間：平成29年9月1日(金)から平成29年9月29日(金)午後5時まで
- (2) 応募提案書提出手段：「12. 応募提案書提出先及び問い合わせ先」へ直接持参
※応募提案書の提出には余裕をもってご提出ください(問い合わせ可能時間は、「12. 応募提案書提出先及び問い合わせ先」を参照)。
※市への応募は、第一次審査を通過した案件について、商店街振興団体等が行います。
- (3) 採択件数
数件程度

8. 応募方法・応募提案書類等

- (1) 本事業の趣旨を理解いただき、空き店舗等を利用して対象事業を行おうとする方は、別紙2に従って、各商店街振興団体等へ応募提案書類を提出してください。
応募に際しては、あらかじめ経営計画について専門家の指導を受けていただく必要があります。専門家の指導につきましては、商工会議所、商工会等の無料相談制度をご活用くださ

い。

なお、空き店舗等に新たな店舗が入店すること等に伴い、消防法令上の規制がかかる場合がありますので、本補助金の活用を検討される場合は、事前に津市消防本部予防課へもご相談ください。

＜消防法令に係る相談に関する連絡先＞

津市消防本部 予防課 設備担当 (059-254-0354)

(2) 商店街振興団体等への応募の際には、別紙3を参照のうえ、以下の中から必要書類をご用意ください。

①応募提案書（出店希望者用）

②事業計画書（事業概要、事業目標、開業予定日、営業時間等のわかるもの）（応募には、商工会議所、商工会、津市ビジネスサポートセンター等の相談制度を活用し、商店街への応募前に経営計画について専門家の指導を受けていることが必要です。）

＜事業計画作成に係る相談に関する連絡先＞

名 称 (住 所)	連絡先	問い合わせ時間
津商工会議所 (津市丸之内29-14)	228-9141	平日 9時～17時30分
津北商工会 (津市河芸町上野326-6)	245-5678	平日 8時30分～17時15分
津市商工会 (津市白山町南家城1034-3)	262-3250	平日 8時30分～17時15分
津市ビジネスサポートセンター (津市あかつ台4-6-1 あかつピア1階)	236-3355	平日 8時30分～17時15分

③収支予算書（収支予算計画、運転資金計画）（補助金の支払いは改装が完了し、店舗の営業が開始（津市による実地確認により判断）された後になりますので、その間の万全な資金計画も審査の対象となります。）

④空き店舗等の位置図及び写真（施工前）

⑤空き店舗改装に係る図面及び見積書（工事内容等内訳のわかるものが必要です。改装費が50万円以上の場合は2者以上の見積書が必要です。また、設計及び施工については、関係法令等を遵守して行ってください。）

⑥出店希望者のこれまでの職歴や事業の履歴などが分かるもの

⑦誓約書（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するものでないことの誓約が必要です。）

⑧出店希望者の市納税証明書（税目・年度を問わない完納証明書）（商店街振興団体等を除く）

⑨許認可・登録証の写し（該当する業種のみ）

⑩その他審査上必要と認める書類

9. 審査方法及び採否の通知等

(1) 「7. 商店街振興団体等への応募提案書提出期間」の締め切り後、次のとおり審査します。

①事前審査（商店街振興団体等及び貸貸人による審査）

「4. 空き店舗等の活用にかかる条件」、「5. 補助対象となる空き店舗等」及び

「6. 対象業種」及び「10. 津市による本審査の審査基準（4）商店街等活性化への貢献度」について書類審査を実施します。また、必要に応じて、出店希望者に対し、ヒアリング等を実施する場合があります。

②津市による本審査

事前審査を通過した提案について、商店街振興団体等から提出された応募提案書等を、

「10. 津市による本審査の審査基準」に基づき、津市商工観光部商業振興労政課において書類審査を実施します。また、必要に応じて、商店街振興団体等に対し、ヒアリング等を実施する場合があります。

- (2) 事前審査結果は、決定後、商店街振興団体等から口頭又は書面にて出店希望者へ通知します（平成29年10月上旬頃予定）。

津市による本審査は、決定後、書面にて商店街振興団体等へ通知します（平成29年11月上旬頃予定）。

なお、採択決定額（交付申請可能額）は、書類審査を経て予算の範囲内で決定しますので、提案金額と同額になるとは限りません。

- (3) 津市による本審査により採択され、商店街振興団体等から交付申請をする際には、交付申請前に貸貸人・商店街振興団体等・出店希望者による貸貸借契約を締結する必要があります。

- (4) 審査の経過及び内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

- (5) 補助事業実施にかかる手続きの流れ

【別紙4 平成29年度 商店街等活性化推進事業（三次募集）実施年間スケジュール】参照。

10. 津市による本審査の審査基準

補助事業者の選定については、「3. 補助対象者」、「4. 空き店舗等の活用にかかる条件」、「5. 補助対象となる空き店舗等」及び「6. 対象業種」の要件を満たしている提案について、以下の基準に照らした審査を行い決定します。

- (1) 事業趣旨への合致性

提案された事業内容が、本事業の事業趣旨を正しくかつ十分に理解し、その実現に寄与する内容のものであること。

- (2) 出店希望者の選定方法

商店街の目指す方向性と合致した出店希望者が選定されており、創業にかかる出店希望者の内諾を得ていること。また、当該出店希望者を選定した具体的な根拠・理由が示されていること。

- (3) 事業内容の具体性・現実性・継続可能性

提案された事業について、具体的に実施スケジュールが明確にされており、かつこれらが現実的であると認められること。また、補助事業終了後に、自主事業として自立化（黒字化による事業常軌化）を指向し、持続性あるものとして確立するための具体的な計画が示されていること。

- (4) 商店街等活性化への貢献度

商店街の空き店舗等を新たな店舗や集客に役立つ施設等として利用することにより、商店街等への新たな年齢層の誘客やにぎわい創出等に対し相当程度寄与するものと認められ、かつ当該商店街等及び地域の活性化に寄与するものと認められること。

11. その他

- (1) 本事業の応募にかかる費用負担について

本事業の応募に際して要した費用については、すべて出店希望者の負担となります。

- (2) 補助金の支払い時期について

改装費に係る補助金は、改装が完了し、津市による検査等を受けた後、補助対象者（商店街振興団体等）へ交付されます。なお、検査については、営業開始日以前に津市担当者による実地確認を行うものとします。

賃借料に係る補助金は、貸貸人に対する平成30年3月分の賃料支払後に交付されます（平成30年4月下旬頃予定）。

(3) 契約等にかかる手続き時期について

改装費については、津市から発行される交付決定通知書の発行日以降に契約及び発注等を行ってください。交付決定通知書の発行日以前に契約及び発注されたものについては、補助対象にはなりません。

賃借料については、本審査結果通知書を受け取った後、商店街振興団体等による交付申請までに契約を締結してください。本審査結果通知書の発行日以降に契約を締結し、かつ平成30年3月末日までに営業を開始した場合に、営業を開始した日以降の賃借料が補助対象となります。

(4) 事業終了後のフォローアップ等について

事業終了後、商店街振興団体等は、年度末に実績報告書の提出が必要となります。補助事業者は補助金交付後3年間、商店街振興団体等に対して、月毎の「来客数」と「売上高」を報告していただく必要があります。

12. 応募提案書提出先及び問い合わせ先

	名 称 (住 所)	担当者	連絡先	問い合わせ時間
1	丸之内商店街振興組合 (津市東丸之内21番6号)	黒川	224-4955	平日 10時～17時
2	津新町通り商店街振興組合 (津市南丸之内20番10号)	森	226-0363	平日 10時～16時
3	津市大門商店街商業協同組合 (津市大門31番30号)	近澤	227-6833	月・水・金 10時～15時

13. 本事業全体にかかる問い合わせ先

	名 称 (住 所)	担当者	連絡先	問い合わせ時間
	津市商工観光部商業振興労政課 (津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ3階)	杉井、片田	229-3169	平日 8時30分～17時15分